

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定非営利活動促進法	第10条第1項	設立の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第10条第2項	認証申請の公告及び紙覧	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第12条第3項	認証又は不認証の決定の通知	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第2項	設立登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第13条第3項	設立認証の登記をしないときの設立認証取消	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の3	仮理事の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第17条の4	特別代理人の選任	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第18条第3号	監査の結果不正行為等を発見した場合の監事からの報告の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第23条第1項	役員変更届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第3項	定款変更の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第6項	定款変更(認証を受けなければならない事項にかかるものを除く)届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第25条第7項	定款変更登記をしたことの届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第29条	事業報告書等の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第30条	事業報告書等の閲覧及び謄写	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第2項	解散の認定(第3号事由)	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条第4項	解散の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第31条の8	清算人の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条第2項	残余財産譲渡の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第3項	裁判所への意見の陳述、調査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の2第4項	裁判所に対する意見の申述	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第32条の3	清算結了の届出の受理	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第34条第3項	合併の認証	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第41条第1項	報告及び検査	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第42条	改善命令	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第1項・第2項	設立認証取消	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条第4項	聴聞の期日における審理を公開しない理由を記載した書面の交付	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の2	意見聴取	指定都市	都	
特定非営利活動促進法	第43条の3	警察本部長からの意見申述の受理	指定都市	都	
教育公務員特例法	第26条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可申請の受理	指定都市	都	任命権者の権限
教育公務員特例法	第28条第2項	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可の取消	指定都市	都	任命権者の権限
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条第1項	県費負担教職員の任免、給与決定、退職及び懲戒に関する事務	指定都市	都	
文化財保護法	第93条第1項において準用する第92条第1項	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関する届出の受理	指定都市	都	
文化財保護法	第93条第2項	法第93条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項の指示	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第96条第1項	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときの届出の受理	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第2項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第3項	法第96条第2項の命令をしようとする場合の関係地方公共団体からの意見聴取	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第5項	法第96条第1項の届出があった場合において、必要があると認める場合のその現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令の延長	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第7項	法第96条第1項の届出がなされなかった場合の法第96条第2項及び第5項の措置命令、期間の延長	指定都市	都	
文化財保護法	第96条第8項	現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止命令をしない場合の当該遺跡の保護上必要な指示	指定都市	都	
文化財保護法	第154条第1項第4号	法第96条第2項、第5項の停止・禁止命令、期間の延長の際の聴聞	指定都市	都	
埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	第3条第2項	非常災害時の事由により事前の届出を要しない場合の発掘を行った者からの事後の届出の受理	指定都市	都	
児童福祉法	第6条の4第1項	里親の認定	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ロ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ハ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ニ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ホ	児童相談所業務内容	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第1項第2号ヘ	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第3項	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第11条第4項	里親への情報提供、助言、研修その他の援助、事務の委任	指定都市	都	
児童福祉法	第12条第1項	児童相談所 設置	指定都市	都	
児童福祉法	第12条の2第2項	児童相談所長の監督	指定都市	都	
児童福祉法	第13条第1項	児童福祉司の設置	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の3第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の16第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定の更新	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の19第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の廃止・休止の届出の受理等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の19第2項	指定障がい児通所支援事業者の指定に係る事項の変更及び事業の廃止・休止の届出の受理等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の21第1項	都道府県知事等による指定障がい児通所支援事業者等に係る報告等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の21第4項	都道府県知事等による指定障がい児通所支援事業者等に係る報告等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第1項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第2項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第3項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第4項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	
児童福祉法	第21条の5の22第5項	指定障がい児事業者等に対する勧告、命令等	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例時	東京都 の機能	備考
児童福祉法	第21条の5の23第1項	指定障がい児通所支援事業者の指定の取消し等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の23第2項	指定障がい児通所支援事業者の指定の取消し等	指定 都市	都	
児童福祉法	第21条の5の24	指定障がい児通所支援事業者に関する公示	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の2第1項	指定障がい児入所施設の指定	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の2第1項	障がい児入所給付費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第2項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第3項	障がい児入所給付費の支給決定の意見(児童相談所長)	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第6項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第8項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第10項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の3第11項	障がい児入所給付決定等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の4第1項	入所給付決定の取消	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の4第2項	入所給付決定の取消	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の5	災害等の特例	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の6第1項	高額障がい児入所給付費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の7第1項	特定入所障がい児食費等給付費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の7第2項	特定入所障がい児食費等給付費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の9第1項	指定障がい児入所施設の設置者からの申請の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の10第1項	指定障がい児入所施設の指定の更新	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の13	指定障がい児入所施設の設置者に係る事項の変更の届出の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の14	指定障がい児入所施設に係る指定の辞退の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の15第1項	指定障がい児入所施設の設置者等に係る報告等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の16	指定障がい児入所施設等に対する勧告、命令等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の17	指定障がい児入所施設の指定の取消し等	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の18	指定障がい児入所施設に関する公示	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の19第1項	指定障がい児入所施設等に関する情報提供	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の19第2項	指定障がい児入所施設等に関する情報提供	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の20第1項	障がい児入所医療費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の20第3項	障がい児入所医療費の支給	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の24第1項	障がい児入所給付費等の支給(二十歳に達するまで支給)	指定 都市	都	
児童福祉法	第24条の24第3項	年齢超過児の障がい児入所給付費の支給決定の意見(児童相談所長)	指定 都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第3号	児童自立生活援助の実施が適当である旨の報告の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第25条の7第1項第4号	出頭要求等の実施が適当である旨の通知の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第1項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第27条第2項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第3項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第5項	都道府県の採るべき措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条第6項	都道府県の採るべき措置(児童福祉審議会の意見聴取)	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条の2第1項	保護処分を受けた児童の児童自立支援施設等への入所措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条の2第1項	児童の入所	指定 都市	都	
児童福祉法	第27条の3	家庭裁判所への送致	指定 都市	都	
児童福祉法	第28条第1項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第28条第2項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第28条第3項	保護者の児童虐待等の場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第29条	立入調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第30条第1項	同居児童の届出	指定 都市	都	
児童福祉法	第30条第2項	同居児童の届出	指定 都市	都	
児童福祉法	第30条の2	里親等に対する指示等	指定 都市	都	
児童福祉法	第31条第2項	保護期間の延長等	指定 都市	都	
児童福祉法	第31条第3項	保護期間の延長等	指定 都市	都	
児童福祉法	第31条第5項	保護期間の延長等	指定 都市	都	
児童福祉法	第32条第1項	措置を採る権限の児童相談所長への委任	指定 都市	都	
児童福祉法	第32条第2項	措置を採る権限の福祉事務所長への委任	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第1号	措置の解除に係る説明等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第4号	措置の解除に係る説明等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の4第1項第5号	措置の解除に係る説明等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の6	児童自立生活援助事業の実施等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の12第1項	被措置児童虐待の通告受理、被措置児童からの届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の12第3項	被措置児童虐待の通告受理、被措置児童からの届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の14第3項	被措置児童虐待の通告の通知	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条第2項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る審議会への意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条第4項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る審議会への意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条第5項	児童の一時保護及び児童の一時保護に係る審議会への意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の2第1項ただし書	一時保護に係る児童に係る親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の8第2項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の14第1項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の14第2項	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の14第1項	被措置児童等虐待の防止等	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第33条の14第2項	被措置児童等虐待の防止等	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の15第2項	都道府県児童福祉審議会への報告	指定 都市	都	
児童福祉法	第33条の16	被措置児童等虐待の状況等の公表	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の3第2項	障がい児通所支援事業又は障がい児相談 支援事業(以下「障がい児通所支援事業等」 という。)の事業開始等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の3第3項	障がい児通所支援事業等の事業開始等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の3第4項	障がい児通所支援事業等の事業開始等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の4	児童自立生活援助事業等を行う者の事業開 始の届出の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の5第1項・第2 項	障がい児通所支援事業等を行う者からの報 告の徴収等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の5第1項・第2 項	児童自立生活援助事業等を行う者からの報 告の徴収等	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の6	障がい児通所支援事業等への事業の制限 又は停止命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の6	児童自立生活援助事業等を行う者への事業 の制限又は停止命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の19	養育里親名簿の作成	指定 都市	都	
児童福祉法	第34条の20第2項	養育里親名簿の作成	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第2項	児童福祉施設(児童自立支援施設)の設置	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児 童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・ 乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支 援施設に限る)の設置の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児 童厚生施設)の設置の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第3項	児童福祉施設(障がい児入所施設及び児童 発達支援センター)の設置の届出の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・情緒 障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭 支援センター、児童自立支援施設)の設置の 認可	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設 置認可	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第4項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、 児童発達支援センター)の設置の認可	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児 童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・ 乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支 援施設)の廃止又は休止の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(児 童厚生施設)の廃止又は休止の届出受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第6項	指定都市以外の市町村の児童福祉施設(障 がい児入所施設及び児童発達支援セン ター)廃止等の届出の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の廃 止・休止承認	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(児童養護施設・情緒 障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭 支援センター、児童自立支援施設)の廃止又 は休止の承認	指定 都市	都	
児童福祉法	第35条第7項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、 児童発達支援センター)の廃止、休止の承認	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる報 告の徴収等	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい 児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援セ ンター、児童自立支援施設)の設置者等に対 する報告の徴収、施設の立入調査・検査	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第1項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発 達支援センター)についての報告聴取	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第46条第1項	里親からの報告の徴収	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センター)に対する改善命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対する改善命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第3項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる改善の勧告・命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる基準に達しておらず有害である場合の事業停止命令・児童福祉審議会の意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(障がい児入所施設・児童発達支援センター)に対する業務停止命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第46条第4項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対する事業の停止命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第47条第1項ただし書	親権を行う者がいない児童の縁組の承諾	指定 都市	都	
児童福祉法	第47条第2項	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可	指定 都市	都	
児童福祉法	第47条第5項	親権者、未成年後見人の意に反した措置についての報告の受理	指定 都市	都	
児童福祉法	第47条第5項	緊急で措置をとった場合の施設長等からの報告(の受理)	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第2号	費用の支弁(児童福祉司に要する費用)	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第3号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の2	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の3	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の4	障がい児入所給付費等の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第6号の4	特定入所障がい児食費等給付費の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第7号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の2	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第7号の3	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第8号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第50条第9号	費用の支弁	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第1項	負担能力の認定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第6号及び第6号の3に係る部分のうち助産に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第6号及び第6号の3に係る部分のうち母子保護に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号に係る部分に限る)	徴収金の決定	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号に係る部分に限る)	費用の徴収及び負担	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第2項(第50条第7号の2、第7号の3に係る部分に限る)	費用の徴収	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第56条第8項	資料の請求	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条第8項	負担能力の認定等のための書類の閲覧等	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の新設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第1項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の新設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の新設等に要する費用の補助	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の2第2項	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する補助がされたときに、予算の変更指示等の権限	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	民間の児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する補助金の返還命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第56条の3	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の2第3項	不正利得の徴収	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の2第4項	不正利得に係る加算金の徴収	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の3第2項	障がい児入所給付費等の支給に係る報告命令、質問	指定 都市	都	
児童福祉法	第57条の4第2項	障がい児入所給付費等の支給に係る資産状況等の報告命令、質問	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置認可の取消し	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設置認可の取消し	指定 都市	都	
児童福祉法	第58条	児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)が処分等に違反したときの、認可の取消し	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)に対する報告聴取・設備等の調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)に対する報告聴取・設備等の調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第1項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する報告聴取・設備等の調査	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)の設備又は運営の改善等の勧告	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)の設備又は運営の改善等の勧告	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第3項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)の設備又は運営の改善等の勧告	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(障がい児入所施設、児童発達支援センター)	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(児童養護施設等)	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第4項	上記の勧告に従わなかった旨の公表(児童厚生施設)	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童厚生施設)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(障がい児入所施設、児童発達支援センター)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定 都市	都	
児童福祉法	第59条第5項	無届・無認可児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター、児童自立支援施設)に対する事業の停止、施設の閉鎖の命令	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第1条第2項	児童自立生活援助事業の対象者の認定	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第3条	児童相談所設置等の報告	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第28条	措置の解除・変更等における児童福祉施設長等からの意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第29条	里親認定における都道府県児童福祉審議会の意見聴取	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第1項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会の意見聴取、措置の報告	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第32条第2項	保護者の意向と措置が一致しないとき児童福祉審議会の意見聴取、措置の報告	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第33条	同居児童の居住地変更の通知(新居住地の知事に対して)	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第36条	児童自立支援施設の設置	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第38条	最低基準の実地検査	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第1号	負担金の返還	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第2号	負担金の返還	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第3号	負担金の返還	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第4号	負担金の返還	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第5号	負担金の返還	指定 都市	都	
児童福祉法施行令	第43条第6号	負担金の返還	指定 都市	都	
身体障害者福祉法	第11条第1項	身体障がい者更生相談所の設置	指定 都市	都	
身体障害者福祉法	第11条の2第1項	身体障がい者更生相談所への身体障がい者福祉司の設置	指定 都市	都	
身体障害者福祉法施行令	第2条	判定書の交付	指定 都市	都	
知的障害者福祉法	第12条第1項	知的障がい者更生相談所の設置	指定 都市	都	
知的障害者福祉法	第13条第1項	知的障がい者更生相談所への知的障がい者福祉司の設置	指定 都市	都	
知的障害者福祉法施行令	第1条	療育手帳の判定結果通知書の交付、相談に係る心理所見や意見書の交付	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第6条第3項	早期の発達支援	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第10条第1項	発達障がい者の特性に応じた適切な就労の機会の確保	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第14条第1項	発達障がい者支援センターの指定	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第16条	発達障がい者支援センターに対する報告の徴収等	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第17条	発達障がい者支援センターに対する改善命令	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第18条	発達障がい者支援センターの指定の取消し	指定 都市	都	
発達障害者支援法	第19条第1項	専門的な医療機関の確保	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第1項	出頭要求	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第2項	出頭要求(書面による告知)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第8条の2第3項	出頭要求(出頭の求めに応じない場合の措置)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条第1項	立入調査等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第1項	再出頭要求	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の2第2項において準用する第8条の2第2項	再出頭要求(書面による告知)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第1項	臨検または搜索	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第2項	臨検または搜索(必要な調査又は質問)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第3項	臨検または搜索(許可状請求の場合における資料提出)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第4項	臨検または搜索(許可状の交付受け)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第9条の3第5項	臨検または搜索(許可状)	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第1項後段	警察署長への援助要請	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条第2項	警察署長への援助要請	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第10条の3	臨検等の終了に関する報告の受理	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第3項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第11条第4項	児童虐待を行った保護者に対する指導の勧告等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の2第2項	(施設入所措置が採られた場合)親権者の意に反する場合の法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の3	(一時保護を行っている場合)親権者の意に反する場合の法28条による施設入所が必要な旨の報告の受理	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第1項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第2項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第3項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第12条の4第6項	接近禁止命令、更新及び取消し等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条	施設入所等の措置の解除に関する児童福祉司等の意見聴取等	指定 都市	都	
児童虐待の防止等に関する法律	第13条の4	児童福祉審議会等への報告	指定 都市	都	
少年法	第6条の7第1項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定 都市	都	
少年法	第6条の7第2項	都道府県知事又は児童相談所長の家庭裁判所への送致	指定 都市	都	
少年法	第18条第1項	家庭裁判所からの送致	指定 都市	都	
少年法	第18条第2項	家庭裁判所からの送致	指定 都市	都	
登録免許税法施行規則	第3条第1号ロ	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の申請受理	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の審査及び交付	指定 都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第3項	精神障がい者保健福祉手帳の交付をしない場合の通知	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第4項	精神障がい者保健福祉手帳の更新の認定	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条第5項	精神障がい者保健福祉手帳の更新をしない場合の通知	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第1項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第3項	精神障がい者保健福祉手帳の返還命令	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第4項	精神障がい者保健福祉手帳の返還命令	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第45条の2第5項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の通知	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第1項	精神障がい者保健福祉手帳交付台帳の作成	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の記載内容変更の届出の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第4項	他の都道府県から転居してきた精神障がい者保健福祉手帳所持者からの転居の届出の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第5項	他の都道府県から転居してきた精神障がい者保健福祉手帳所持者からの転居の届出に伴う旧居住地の都道府県知事への通知及び新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第7条第6項	精神障がい者保健福祉手帳台帳の記載事項の削除	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第8条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の更新及び交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の変更申請の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第9条第2項	精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級の変更に伴う新たな手帳の交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第1項	精神障がい者保健福祉手帳の再交付の申請の受理及び再交付	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条第2項	精神障がい者保健福祉手帳再交付の後に紛失した手帳を発見した場合の手帳の返還の受理	指定都市	都	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	第10条の2第1項	精神障がい者保健福祉手帳の返還の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の受理等	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第5条第3項	大規模小売店舗の新設に関する届出を縦覧に供すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第1項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第2項	大規模小売店舗の新設に関する届出の変更の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第3項	大規模小売店舗の変更に関する届出を縦覧に供すること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第5項	大規模小売店舗内の店舗面積の届出の受理	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第6条第6項	大規模小売店舗内の店舗面積の届出の受理の公告	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第7条第3項	大規模小売店舗の新設等の届出をした者による説明会実施に当たっての意見聴取に応ずること	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第1項	大規模小売店の新設に係る市町村の意見聴取	指定都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第2項	市町村の区域内の居住者や事業者からの意見聴取	指定都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
大規模小売店舗立地法	第8条第3項	市町村から聴取した意見の縦覧に供すること	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第4項	届出をした者に対する意見を書面により陳述すること	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第6項	届出をした者に対する意見を公告し、縦覧に供すること	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第7項	届出をした者による変更等の通知の受理	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第8条第8項	法第8条第7項の届出の概要等の広告及び縦覧	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第1項	届出をした者に対する勧告	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第3項	届出をした者に対する勧告の内容の公告	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第4項	勧告を踏まえた変更に係る届出の受理	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第5項	法第9条第4項の届出の概要等の広告及び縦覧	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第9条第7項	届出をした者が勧告に従わなかった旨の公表	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第11条第3項	届出をした者の地位を承継した者による届出の受理	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第12条	関係行政機関、関係地方公共団体への協力要請	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第1項	大規模小売店舗を設置する者からの報告徴収	指定 都市	都	
大規模小売店舗立地法	第14条第2項	大規模小売店舗において小売業を行う者からの参考意見の徴収	指定 都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第36条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定 都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第37条	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定 都市	都	
中心市街地の活性化に関する法律	第55条	第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定	指定 都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第2項を準用)	縦覧に供した事業計画に関する意見書の受理	指定 都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第3項を準用)	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定 都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第4項を準用)	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定 都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第6項を準用)	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定 都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第2項を準用する同法第55条第13項を準用)	縦覧に供した変更後の事業計画に関する意見書の受理	指定 都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第3項を準用する同法第55条第13項を準用)	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定 都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第4項を準用する同法第55条第13項を準用)	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定 都市	都	
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第57条(土地区画整理法第55条第6項を準用する同法第55条第13項を準用)	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定 都市	都	
土地区画整理法	第55条第2項	縦覧に供された事業計画に関する意見書の受理	指定 都市	都	
土地区画整理法	第55条第3項	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定 都市	都	
土地区画整理法	第55条第4項	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定 都市	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
土地区画整理法	第55条第6項	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第2項を準用)	縦覧に供された変更後の事業計画に関する意見書の受理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第3項を準用)	都道府県都市計画審議会への意見書の付議	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第4項を準用)	都道府県都市計画審議会の議決を受けた事業計画の修正等意見書の処理	指定都市	都	
土地区画整理法	第55条第13項(第55条第6項を準用)	修正を加えた事業計画に対する意見書の受理、都道府県都市計画審議会への付議等の事務	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第4条	建物用地下水の採取の許可	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第6条第3項	既に当該地域内で揚水しているものの届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第7条	氏名等の変更の届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第8条第3項	採取者の地位を継承した時の届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第9条	許可の失効の届出の受理	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第10条	建物用地下水の採取の許可等の取消等	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第11条	地下水又は地盤の状況に関する測量等が必要な場合の土地の立入り	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第13条	建物用地下水を採取するための設備の構造等についての報告の徴収	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第14条	建物用地下水を採取するための設備の設置場所等の立入検査	指定都市	都	
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	第15条	環境大臣への地盤沈下の防止に関する意見申出	指定都市	都	